

国家時刻標準局国家時刻標準配信サービス
ポータブルクロックによる時刻差測定ポリシー／運用規程

OID : 0.2.440.200168.1.1.2

平成 28 年 8 月

国立研究開発法人情報通信研究機構 タイムビジネス時刻情報提供委員会決定

改定履歴

版	変更日付	変更内容
第1版	2005年1月31日	第1版制定
第2版	2006年7月18日	1.3.1(2) 運営組織 組織名及び業務責任者を変更
第3版	2012年5月24日	1.3.1(2) 運営組織 組織名及び業務責任者を変更
第4版	2015年4月1日	全体 法人名を変更
第5版	2016年4月1日	全体 研究所名を変更
第6版	2016年8月1日	1.3.1(2) 運営組織 業務責任者の職名を変更

1	はじめに	1
1.1	概要	1
1.2	識別	1
1.3	運営体制と業務の適用範囲	1
1.3.1	当該業務に関わる NICT の組織	1
1.3.2	本測定ポリシーの適用範囲	1
2	一般規定	2
2.1	義務	2
2.1.1	全般	2
2.1.2	利用者に対する義務	2
2.1.3	利用者の義務	2
2.2	NTA の責任	2
2.3	財務上の責任	2
2.4	解釈及び執行	2
2.4.1	準拠法	2
2.4.2	分割、存続、合併及び通知	2
2.4.3	紛争解決の手続き	2
2.5	料金	2
2.6	公表	2
2.7	準拠性監査	2
2.8	機密保持	2
2.8.1	機密扱いとする情報	2
2.8.2	機密扱いとしない情報	3
2.8.3	法執行機関への情報開示	3
2.8.4	民事手続上の情報開示	3
2.8.5	利用者の要求に基づく情報の開示	3
2.8.6	その他の理由に基づく情報の開示	3

2.9	知的財産権.....	3
3	識別と認証.....	4
3.1	初期登録.....	4
3.2	配信情報の更新.....	4
3.3	配信情報失効後の再発行.....	4
3.4	配信情報の失効申請.....	4
4	運用要件.....	5
4.1	ポータブルロックによる時刻差測定業務.....	5
4.2	使用機器の保守.....	5
4.3	アーカイブ.....	5
4.3.1	アーカイブデータの種類.....	5
4.3.2	アーカイブデータの保管期間.....	5
4.4	災害からの復旧.....	5
4.4.1	ハードウェア、ソフトウェア又はデータが破壊された場合の対処.....	5
4.4.2	災害等発生時の設備の確保.....	5
4.5	業務の終了.....	5
5	物理面、手続面及び人事面のセキュリティ管理.....	6
5.1	物理的セキュリティ管理.....	6
5.1.1	媒体管理.....	6
5.1.2	廃棄物処理.....	6
5.2	手続面の管理.....	6
5.2.1	業務責任者.....	6
5.2.2	担当者.....	6
5.3	人事面の管理.....	6

6	技術的セキュリティ管理.....	7
7	公開情報のプロフィール.....	8
8	測定ポリシーの管理	9
8.1	測定ポリシーの変更手順	9
8.2	測定ポリシーの公表と通知.....	9
8.3	測定ポリシーの承認手順	9

1 はじめに

本ポリシー／運用規程（以下、「測定ポリシー」という。）は、国立研究開発法人情報通信研究機構法に基づき国立研究開発法人情報通信研究機構（以下、「NICT」という。）が配信する標準時との差を測定するための「ポータブルクロックによる時刻差測定」に関する運営方針を定める。

1.1 概要

国家時刻標準機関（以下、「NTA」という。）は、標準時を生成・維持・配信する機関である。現在、日本では NICT が国立研究開発法人情報通信研究機構法に基づいて標準時の通報を実施している。NTA としての業務は、この法律に基づいて厳格に運用される。

本測定ポリシーは、運営方針を定めるものであり、実際の標準時配信に関わる詳細については、NICT の内部規定で定める。

1.2 識別

NICT の当該業務は、以下のオブジェクト識別子（OID）によって、識別される。

- ・ポータブルクロックによる時刻差測定ポリシー OID : 0.2.440.200168.1.1.2

1.3 運営体制と業務の適用範囲

1.3.1 当該業務に関わる NICT の組織

(1) 意思決定組織

当該業務の運営に関わる意思決定は、タイムビジネス時刻情報提供委員会（以下、「委員会」という）が行う。

委員会は、当該業務の運営に関して、次の事項を行う。

- ・当該業務の運営に関する事項
- ・当該業務の停止・終了に関する事項
- ・当該業務の監査に関わる事項
- ・非常時サービスの審査に関わる事項
- ・災害発生等による緊急時の対応に関する事項
- ・その他当該業務運営に関する重要事項の事項

(2) 運営組織

当該業務の運営は、上記意思決定組織の下、NICT 電磁波研究所時空標準研究室長が指名する時空標準研究室マネージャーが業務責任者としてこれを行う。

なお、機器のオペレーション及び維持管理に関しては、業務責任者の指揮の下、外部機関を含めてこれを行う。

それぞれの業務については、「5.2 手続面の管理」において定める。

1.3.2 本測定ポリシーの適用範囲

本測定ポリシーの適用業務は、次の業務とする。

- ・ポータブルクロックによる時刻差測定

2 一般規定

2.1 義務

2.1.1 全般

NICTは、当該業務に関して次の義務を負う。

- ・次項以降に詳述する全ての要件が満足され、業務が公認されていることを保証する。
- ・当該業務を担当責任者の指示の下で、外部業者が行う場合においても、本測定ポリシーを順守させることを保証する。
- ・別に定める「国立研究開発法人情報通信研究機構時刻情報提供サービス規程（以下、「サービス規程」という。）」に従って業務を実施する。

2.1.2 利用者に対する義務

NICTは、利用者に関して次の義務を負う。

- ・別に定めるサービス規定に指定したとおりのサービスを行う。
- ・固有の要件以外には、利用者に具体的義務を課すことはしない。

2.1.3 利用者の義務

当該業務利用者は、次の義務を負う。

- ・測定ポリシーに定められたデータ使用に関する制限事項の考慮。
- ・契約その他で定められたそのほかのあらゆる制限事項の考慮。

2.2 NTA の責任

NICTは、NTAとして責任を持って当該業務を適切に行う。

2.3 財務上の責任

NICTは、当該業務において利用者が受けた損失に対して、故意による過失もしくは、法律で定めのない限り、賠償責任を一切負わない。

2.4 解釈及び執行

2.4.1 準拠法

本測定ポリシーに基づく当該業務から生ずる紛争については、日本国の法令を適用する。

2.4.2 分割、存続、合併及び通知

規定しない。

2.4.3 紛争解決の手続き

規定しない。

2.5 料金

別に定めるサービス規定により規定する。

2.6 公表

規定しない

2.7 準拠性監査

規定しない

2.8 機密保持

2.8.1 機密扱いとする情報

漏洩することにより当該業務の信頼性が損なわれる恐れのある情報を機密扱いとする。

機密扱いとする情報は、当該情報を含む書類及び記録媒体の管理責任者を定め、安全に管理保管する。

2.8.2 機密扱いとしない情報

公表する情報として明示的に示すものは機密扱いとしない。

2.8.3 法執行機関への情報開示

規定しない。

2.8.4 民事手続上の情報開示

規定しない。

2.8.5 利用者の要求に基づく情報の開示

規定しない。

2.8.6 その他の理由に基づく情報の開示

規定しない。

2.9 知的財産権

規定しない。

3 識別と認証

3.1 初期登録

規定しない。

3.2 配信情報の更新

規定しない。

3.3 配信情報失効後の再発行

規定しない。

3.4 配信情報の失効申請

規定しない。

4 運用要件

4.1 ポータブルクロックによる時刻差測定業務

ポータブルクロックによる時刻差測定業務は、申請者の申請に基づき実施する。申請手続きに関しては、別に定めるサービス規定により規定する。

なお、測定する時刻差は、日本標準時と申請者の指定する端点におけるものとする。

4.2 使用機器の保守

当該業務に使用する機器の保守を半年ごとに行い、不具合がある場合は対処する。

4.3 アーカイブ

4.3.1 アーカイブデータの種類

アーカイブデータは、次のものとする。

- ・測定データ
- ・保守記録

4.3.2 アーカイブデータの保管期間

アーカイブデータ保管期間は、10年とする。

4.4 災害からの復旧

4.4.1 ハードウェア、ソフトウェア又はデータが破壊された場合の対処

ハードウェア、ソフトウェア又はデータが破壊された場合、バックアップ用のハードウェア、ソフトウェア又はデータにより、速やかに復旧作業を行う。

4.4.2 災害等発生時の設備の確保

災害等により当該業務の施設が被害を受け、通常の業務継続が困難な場合は、予備機を確保し、バックアップデータを用いて運用を行う。

4.5 業務の終了

委員会において当該業務が終了した場合は、業務終了の90日前までに、利用者に対し、業務終了の事実並びに業務終了後のデータ等の保管組織及び開示方法を公表し、所定の業務終了手続を行う。

5 物理面、手続面及び人事面のセキュリティ管理

5.1 物理的セキュリティ管理

当該業務に使用する機器は、所定の手続に基づき適切に管理・維持し、必要に応じて使用する。

5.1.1 媒体管理

アーカイブデータ及びバックアップデータを含む媒体は、適切な入退室管理が行われている室内に設置された施錠可能な保管庫に保管するとともに、所定の手続に基づき適切に搬入出管理を行う。

5.1.2 廃棄物処理

機密扱いとする情報を含む書類及び記録媒体の廃棄については、所定の手続に基づいて適切に廃棄処理を行う。

5.2 手続面の管理

重要な業務の実施に当たっては、要員の職務権限を分離し、相互牽制を行う。

重要な業務の指示は、責任者が各担当者に対して指示する。

各要員の業務を次のとおり定める。

5.2.1 業務責任者

業務責任者は、当該業務の運営全般に関する責任者であり、次の業務を行う。

- ・当該業務の運営方針の策定
- ・当該業務の統括
- ・各種規定及び手続の維持管理
- ・災害発生等緊急時における対応の統括
- ・担当者等への作業指示及び結果確認
- ・その他当該業務の運営及び運用に関する統括

5.2.2 担当者

担当者は、業務責任者の指示により、次の業務を行う。なお、原則として操作は複数人の操作員が行うものとする。

- ・当該業務の受付
- ・当該業務の作業日程の作成
- ・申請者の指定する場所における時刻差の測定作業
- ・測定報告書の作成
- ・その他、当該業務に関する事項

5.3 人事面の管理

時刻配信業務に従事する者の適格性の審査、教育、配置転換の実施及び規則違反に対する罰則の適用については、NICTの内部規程で規定する。また、当該業務に従事するものには、業務運営を行うために必要な知識及び技術を習得するための教育訓練を行う。

6 技術的セキュリティ管理
規定しない。

7 公開情報のプロファイル
規定しない。

8 測定ポリシーの管理

8.1 測定ポリシーの変更手順

委員会は、本測定ポリシーを必要に応じて変更する。

8.2 測定ポリシーの公表と通知

委員会は、本測定ポリシーを変更した場合、速やかに変更した測定ポリシーを公表する。これをもって公開情報利用者への通知とする。

8.3 測定ポリシーの承認手順

本測定ポリシーは委員会の決定をもって有効なものとする。

以上